

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和34年3月28日から同年5月5日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和34年2月22日に入社して以来、37年3月31日に退職するまでの期間、D社及びA社B支店に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の事業主の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(D社からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したと証言している複数の同僚の記録から、昭和34年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、不明であると回答しているが、申立人と同時期にD社からA社B支店に異動した同僚7人についても、同支店に係る資格取得日

が昭和 34 年 5 月 5 日となっており、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の欠落が確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和44年6月25日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年8月1日まで

年金事務所から、以前勤務していたA社及びB社の厚生年金保険の記録について、同一企業グループ内における転勤に基づく被保険者期間の空白に係る照会文書をもらった。転勤した事実はあるが、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後において、A社とB社の厚生年金保険の被保険者記録が有り、申立人と同様にB社の設立に伴い異動したと考えられる複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同一グループ企業であるA社又はB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元従業員の「A社から十数人の従業員がB社に異動した。」、「B社は設立時から10人ないし15人の従業員がいた。」、「勤務及び給与は継続していた。」等の供述から、B社の商業登記簿により確認できる設立登記日に申立人を含む従業員の異動が行われたものと考えられることから昭和44年6月25日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、申立人が同社で被保険者資格

を取得した日と同日の昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所に係る届出が行われていなかったことがうかがえるところ、前述の元従業員の供述から判断すると、同社は設立時から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 44 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていたものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（以下「B事業所」という。）における資格喪失日に係る記録を平成20年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

申立期間においてB事業所に継続して勤務し、平成20年3月末日まで厚生年金保険の被保険者になっていたが、被保険者資格喪失日が同年3月31日になっており、1月間の空白がある。同年3月分の厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答、雇用保険の記録、職員給与明細書台帳及び平成20年分給与所得に対する所得源泉徴収簿により、申立人は、B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における平成19年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
父が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していた。全て父に任せていたので、詳しいことは分からないが、国民年金制度発足当初からきちんと納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が、国民年金制度発足当初から申立人とその夫の二人分の保険料を納付していたと申述しているが、その夫も、申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていた父親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 5 月まで
昭和 58 年 12 月に会社を退職したので、市役所に行き国民年金の加入
手続を行った。その際、年金手帳に国民年金の記録を記載してもらった
ので「初めて被保険者となった日」も 59 年 1 月となっている。申立期
間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳に国民年金の記
録を記載してもらったので当該年金手帳の「初めて被保険者となった日」
も昭和 59 年 1 月となっていると主張しているが、国民年金手帳記号番号
払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成 4 年 9 月に払い出されて
いることが確認できることから、この時点で昭和 59 年 1 月まで遡って被
保険者資格を取得しているものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 4 年 9 月の時
点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立
人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確
定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか
がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。